

# 第13回市立大村市民病院 運営市民会議

日時：令和4年3月24日（木）19時～

場所：大村市役所 大会議室

# 大村市病院事業 資金不足等解消計画の策定について

## 1 資金不足等解消計画について

地方財政法の規定により、資金不足比率が10%以上の地方公営企業は地方債（企業債）の発行に県知事の許可が必要になります。また、地方債同意等基準において「資金不足等解消計画」を策定することが求められています。

大村市病院事業会計（以下「病院事業」という。）では、令和2年度決算において資金不足額が生じたため、令和3年度の企業債発行に際して資金不足等解消計画を策定しています。

### 令和3年度地方債同意等基準抜粋

許可公営企業のうち、経営健全化基準以上企業以外の公営企業（以下「資金不足等解消計画策定企業」という。）は、公営企業の資金不足及び繰越欠損金の解消を図るための計画（以下「資金不足等解消計画」という。）を策定するものとする。

※経営健全化基準以上企業とは、資金不足比率（資金不足額÷医業収益）が20%を越える企業。大村市病院事業は、医業収益が0であるため比率の算定が出来ないことから経営健全化基準以上企業には該当しない。

# 大村市病院事業 資金不足等解消計画の策定について

## 資金不足額の計算

(令和2年度決算値から計算)

- ・ 流動負債517,574千円 - 控除企業債（企業債残高のうち、翌年度に償還する企業債）517,277千円 = 297千円・・・①
- ・ 算入地方債（企業債残高のうち、建設改良等以外に充てるために起こした企業債（特別減収対策企業債）の残高）400,000千円・・・②
- ・ 流動資産（主に現金預金）40,580千円・・・③

**資金不足額（①+②-③） = 359,717千円**

# 大村市病院事業 資金不足等解消計画の策定について

## 2 資金不足等解消計画の概要

### (1) 資金不足等による許可公営企業となった要因の分析

病院事業では、平成20年4月に公益社団法人地域医療振興協会を市立大村市民病院（以下「市民病院」という。）の指定管理者として指定し、利用料金制の下で、経営体質の強化や医療水準の向上を推進してきました。

市民病院は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の感染拡大による患者の受診控え等により入院患者、外来患者共に前年度と比べて約1万人の大幅な減少となり、平成25年度以来の赤字となりました。

病院運営を支えるため、病院事業から市民病院へ4億円の資金貸付の財政支援を行いましたが、この財政支援には「特別減収対策企業債」という借入資金を充当したため、病院事業は地方財政法上の資金不足団体になりました。

なお、市民病院会計で資金不足は生じていないため、医療提供への影響はありません。

# 大村市病院事業 資金不足等解消計画の策定について

## (2) 計画期間 令和3年度から令和17年度まで（15年間）

※特別減収対策企業債の償還年限と同じ

## (3) 効率化・経営健全化の取組

### ◆地方財政法に定める資金の不足額の解消策

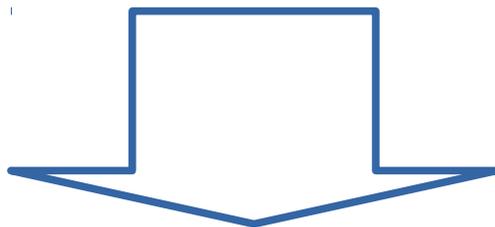
病院事業では、資金不足が生じないように一般会計からの繰入金を受け入れてきました。しかし、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した市民病院に対する長期貸付金の財源として、特別減収対策企業債を借り入れたため、地方財政法に定める資金の不足額が生じています。

特別減収対策企業債の償還においては、市民病院からの返済を充てるため、償還年限である令和17年度末に資金不足の解消を見込んでいます。

# 大村市病院事業 資金不足等解消計画の策定について

## ◆情報公開に関する事項

学識経験者、病院経営等に関する専門的知識を有する方、公募市民などで組織する市立大村市民病院運営市民会議にて報告します。



今回の報告後に、ホームページでも公表を予定しています。

# 大村市病院事業 資金不足等解消計画の策定について

## (4) 各年度の地方財政法による資金不足の比率の見通し

	計画初年度の 前年度	計画初年度 (令和3年度)	計画中間年度 (令和9年度)	計画最終年度 (令和17年度)
地方財政法による 資金不足比率※	—	—	—	—
地方財政法上の資 金不足等の額 (△は不足額なし)	0千円	365,447千円	241,200千円	△19,302千円

※病院事業では利用料金制による指定管理者制度を導入しているため医業収益が生じず、資金不足比率が算出できません。

# 大村市病院事業 資金不足等解消計画の策定について

## (5) 経営の健全化に向けたこれまでの主な取組

平成20年4月 利用料金制による指定管理者制度を導入（平成20年度から平成28年度）

平成21年3月 公立病院特例債の借入

- ・ 指定管理者導入以前の市立病院の不良債務を、公立病院特例債を活用して解消

平成28年6月 指定管理者の募集（非公募）

平成28年9月 指定管理者を指定

- ・ 指定管理期間：平成29年4月1日～令和29年3月31日（30年間）

平成29年4月 病院改築を実施、新病棟で診療開始

- ・ 許可病床数を284床から216床へ減床

令和3年3月 特別減収対策企業債の借入れ

- ・ 指定管理者へ長期貸付